

成田国際空港株式会社法第3条第1項に規定する基本計画

1 滑走路の数、配置、長さ、幅及び強度並びに着陸帯の幅

(1) 数

滑走路の数は、3本とする。

(2) 配置

滑走路の配置は平行滑走路とし、それぞれの滑走路の間隔は2,500メートル以上とする。

(3) 長さ

滑走路のうち1本の長さは、4,000メートル、他の2本の長さは、3,500メートルとする。

(4) 幅

滑走路の幅は、それぞれ45メートル以上とする。

(5) 強度

滑走路は、それぞれ荷重区分LA-1に耐える強度とする。

(6) 着陸帯の幅

着陸帯の幅は、それぞれ280メートル以上とする。

2 空港敷地の面積

空港敷地の面積は、2,600ヘクタール程度とする。

3 航空保安施設の種類の種類

航空保安施設の種類の種類は、次のとおりとする。

(1) 航空保安無線施設

ILS その他必要と認められる航空保安無線施設

(2) 航空灯火

1) 飛行場灯火

- a 飛行場灯台
- b 誘導路灯
- c 誘導路中心線灯
- d 停止線灯
- e 滑走路警戒灯
- f 中間待機位置灯
- g 誘導案内灯
- h 転回灯
- i 駐機位置指示灯
- j 風向灯
- k 指向信号灯
- l 進入灯
- m 進入角指示灯

- n 滑走路灯
 - o 滑走路末端灯
 - p 滑走路末端補助灯
 - q 滑走路中心線灯
 - r 接地帯灯
 - s 過走帯灯
 - t その他必要と認められる飛行場灯火
- ロ) 航空障害灯

4 工事完成の予定期限

滑走路及びこれに対応する諸施設の工事は、令和 12 年(西暦 2030 年)を目途に完了し、その後の需要に応じて、順次、所要の諸施設を整備する。

5 運用時間

運用時間は 24 時間とする。

6 その他必要な基本的事項

空港の設置及び管理は、航空機騒音等による障害の防止、生活環境の改善等を着実に実施しつつ行うものとする。